

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対するサービスの提供開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 筑水会 指定(介護予防)通所介護事業所 筑水苑
所在地	常総市水海道高野町671-1
提供可能サービス	(介護予防)通所介護事業及び第1号通所介護事業
介護予防事業所番号	0871100251 号
管理者	今川武彦
連絡先	0297-25-1616
サービス提供地域	常総市・つくばみらい市

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の通所介護員等は、要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)通所介護を提供する事を目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスに努める。また、利用者及びその家族のニーズを的確に据え、個別に(介護予防)通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。3 適切な介護支援技術をもってサービスを提供する。4 サービスの内容及び提供方法について分かりやすく利用者またはその家族に説明する。5 常に提供したサービスの質の管理及び評価を行い、当該サービス計画に沿った介護予防通所介護を提供する。6 関係市町村、市域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所の従事者体制等

職 種	従事するサービスの種類、業 務 人 員	
管 理 者	事業所を代表し、業務を統括する。1名(兼務)	
生 活 相 談 員	利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、介護の利用申込みに係る調整及び介護予防通所介護計画の作成等を行う。	2名 (1名兼務)
看 護 職 員	利用者の健康状態を把握し、各種サービスを利用するために必要な処置を行う。	2名 (1名兼務)
介 護 職 員	入浴、食事等の支援及びその他利用者に必要なサービスの提供を行う。	2名以上 (1名兼務)
機 能 訓 練 指 導 員	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止・改善するために必要な機能訓練等を行う。	1名 (1名兼務)

4 営業時間

営業日	月 曜 日 から 土 曜 日 まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
休業日	日 曜 日 ・ 12/31～1/2

5 利用定員

指定(介護予防)通所介護及び第1号通所介護のサービスを提供する定員はあわせて1日あたり25名とする。

6 利用料

別途 (介護予防)通所介護事業所及び第1号通所介護事業所利用料金表のとおり。

7 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)通所介護事業及び第1号通所介護事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額の往復分を徴収する。

(1) 本事業所から、片道1キロメートルあたり 20円

(2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

- ・通常の事業の実施地域は、常総市・つくば市・つくばみらい市・守谷市・坂東市・取手市・八千代町・下妻市の一部(旧千代川村)の区域とする。

8 苦情処理

本事業所は、提供した指定(介護予防)通所介護に関する利用者からの苦情に対応するた窓口を設置し、担当者を配置させ、事実関係の調査の調査や改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。場合によっては、管理者を含めて検討会議を行う。検討会議を行わない場合でも必ず管理者に処理結果を報告する。なお、再発防止のためケース台帳に記録をして適切な対応に努める。

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平 日 午前8時30分～午後5時30分
	ご利用方法	電 話 0297-25-1616
		面接場所:指定(介護予防)通所介護事業所 筑水苑 担当者:生活相談員

常総市役所 福祉部 介護保険課 指導係	所在地 茨城県常総市水海道諏訪町3222-3 電話番号 0297-23-2111 F A X 0297-23-2450
つくばみらい市役所 保健福祉部 介護福祉課	所在地 茨城県つくばみらい市福田195番地 電話番号 0297-58-2111 F A X 0297-58-5811
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地 茨城県水戸市笠原町978番26号 電話番号 029-301-1565 F A X 029-301-1579
茨城県社会福祉協議会	所在地 茨城県水戸市千波町1918 電話番号 029-241-1138 F A X 029-241-1434
茨城県福祉部 長寿福祉課 介護保険指導監査	所在地 茨城県水戸市笠原町978番6 電話番号 029-301-3343 F A X 029-301-3348

※ 苦情受付ボックスを当苑玄関入口、地域交流センター内に設置しています。

9 損害賠償

利用者に対する指定(介護予防)通所介護に提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

10 緊急時における対応方法

介護職員等は、指定(介護予防)通所介護及び第1号通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに緊急連絡先、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

主治医・緊急連絡先

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

11 非常災害対策

指定(介護予防)通所介護の提供中に災害(天災)が発生した場合、従事者は、利用者の避難等適切な措置を構ずる。また、管理者は具体的な計画を立て、従事者に周知を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連帯方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

1. 消火、通報及び避難の訓練
2. 消防設備、施設等の点検及び整備
3. 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

・万一の災害発生時の避難場所は下記のとおり指定されております。

第一避難場所 (当センター前)

第二避難場所 (職員駐車場)

・当施設の防火管理体制

管理権原者 施設長

自衛消防隊 生活相談員

防火管理者 施設長

12 サービスご利用にあたっての留意事項

介護予防通所介護サービスを利用いただくに当たり、次の事項にご留意下さい。

1 利用曜日について

・事前に決定していた曜日を病気その他の理由で中止する場合は、遅くとも当日の午前8時00までに、ご連絡ください。

事業所名 指定(介護予防)通所介護事業所 筑水苑

電話 0297-25-1616

・家族送迎の場合

利用日の午前9時～午後5時まで

2 体調確認

ア. センター来所時、健康チェックを行います。

イ. その他、随時、様子観察を行い体調が悪い場合は、ご家族に連絡いたします。

3 サービスの中止・変更

以下の場合、お客様又はご家族に連絡の上、サービスを中止又は変更する場合がございます。

ア. 風邪、疾病等によりサービスを継続することが困難な時。

イ. 体調が悪くサービスを継続することが困難な時。

ウ. 天候不順(降雪・台風等)または災害等によりサービスの実施が困難な時。

4 送迎時間の変更 以下の場合、ご利用者又はご家族に連絡の上、送迎時間を変更する場合がございます。

ア. 営業時間等を変更する場合。

イ. 外出行事実施に伴い、送迎時間に変更となる場合。

ウ. 天候不順(降雪・台風等)又は災害等により送迎時間を変更する場合。

5 時間変更 ご利用時間を変更される場合には、事前にご相談下さい。

6 食事のキャンセル 昼食ご不要となった場合には、なるべく前日までにお申し出下さい。

7 設備、器具のご利用

ア. 快適に、安全にセンターをご利用いただくために、センター内の設備、器具をご利用される場合は、職員にお声をかけて下さい。

イ. 車椅子・歩行器等につきましては、センターで用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいても結構です。

8 センター内での禁止事項 ご利用者様は、施設内で次の行為を行わないで下さい。

ア. 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。又、政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。

イ. 指定した場所以外で火気を用いること。(喫煙)

ウ. 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

9 用意していただく物

① 連絡ノート(初回にセンターより配布)

- ② 保険証・老人医療受給者証(写)初回のみ
- ③ 運動しやすい服装(普段着ている動きやすいもの)
- ④ 着替え(入浴後の交換などの場合)
- ⑤ 上履き
- ⑥ 医薬品等
- ⑦ その他必要の物

* 持ち物には全部氏名をつけて下さい。

13 その他運営に関する重要事項

1. 事業者は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を設ける。また、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2)階属別研修 随時
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため事業者は従業員との間で、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の内容を盛り込んだ雇用契約書を交わす。
4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

サービス内容説明書

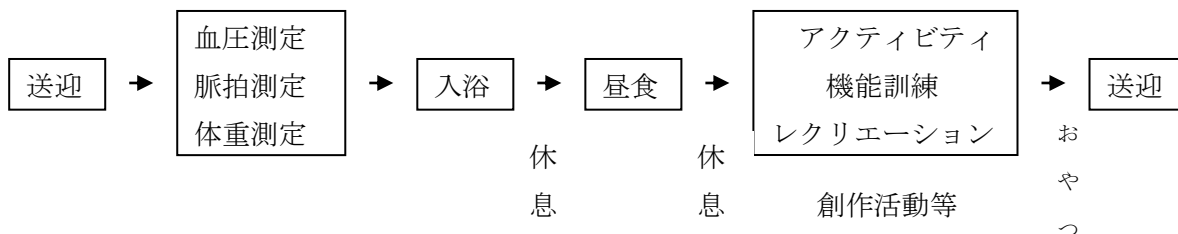
当事業者が、あなたに提供するサービスは、次のとおりです。

1 提供するサービス

(介護予防)通所介護及び第1号通所介護サービス

ご利用日： 毎週 (月、火、水、木、金、土)曜日

サービスの提供は、次の手順にて行います。



- (1) このサービスの提供に当たっては、要支援の改善となるように、適切なサービスを提供いたします。
- (2) サービスの提供については、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし分からないときがあるときは、いつでも遠慮なく担当職員にご質問ください。
- (3) サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全及び衛生に対して常に注意いたします。特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用いたします。

2 介護予防通所介護及び第1号通所介護計画

- (1) 当事業所では、あなたの心身の状況、御希望及び環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するために、具体的なサービス内容を記載した(介護予防)通所介護計画を作成いたします。
- (2) この介護予防通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

あなたの(介護予防)通所介護及び第1号通所介護計画は、別途の通りです。

ご不明な点は何なりとご質問ください。

3 担当の職員

あなたの担当職員は、次のとおりです。

生活相談員 (倉持 珠巳)
看護職員 ()
介護職員 ()
責任者は (今川 武彦)です。

職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

4 利用料

(介護予防)通所介護及び第1号通所介護サービスに係る利用料金は、別途のとおりです。

- (1) (介護予防)通所介護及び第1号通所介護サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。ただし、介護保険法令に基づいて、予防給付の償還払い(利用料の全額を利用者が一旦支払い、その後市町村から各利用者の負担割合に応じた額の払い戻しを受ける方法)をご希望の場合は、お申し出ください。
- (2) 提供を受ける(介護予防)通所介護及び第1号通所介護サービスの中で介護保険の適用を受けない部分については、利用料金全額をお支払いいただきます。
- (3) 当事業所では、あなたに対し、サービスの提供日、当日の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を毎月10日までに作成し、請求証に添付して送付致します。
- (4) 毎月の利用料は、請求月の月末までに現金でお支払いしてください。
(他のお支払い方法をご希望の方は、担当職員までお申し出ください。)

5 キャンセル料金

(介護予防)通所介護サービスをキャンセルした場合には、次のとおりの料金をいただきます。

前日(午後5)までのキャンセル	無 料
当日のキャンセル	利用料金の自己負担分の全額

6 予防給付請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合には、いつでも交付いたしますので、担当職員までお申し出ください。(有料となります。)

(甲)私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(甲1) 利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(甲2) 利用者の家族

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(甲) 当事業者は、甲1に対する指定(介護予防)通所介護及び第1号通所介護の提供開始に当たり、甲1・甲2に対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙)居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 茨城県常総市水海道高野町671番地1

事 業 者 名 社会福祉法人 筑水会
指定(介護予防)通所介護事業所 筑水苑 印

説 明 者 名 _____ 印